

公立大学法人山梨県立大学「大学 COC 事業」及び「COC+」に係る
事務処理の特例に関する規程

(平成25年9月9日制定 法人7001号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学「大学 COC 事業」及び「COC+」の実施に関する規程（以下「大学 COC 事業等実施規程」という。）に基づき実施する「大学 COC 事業」及び「COC+」（以下「大学 COC 事業等」という。）の事務処理に関し特例を定めるものとする。

(事務決裁関係)

第2条 地域戦略総合センター（以下「戦略センター」という。）の副センター長（大学 COC 事業等実施規程第5条第3項の規定に基づきセンター長が指名する理事をもって充てることとされる副センター長をいう。）は、戦略センターの業務に関する事務の決裁に関し、公立大学法人山梨県立大学事務決裁規程に定める図書館長、地域研究交流センター長、キャリアサポートセンター長又は保健センター長と同等の権限を有するものとする。

(文書管理関係)

第3条 戦略センターは、公立大学法人山梨県立大学文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）の適用については、文書管理規程第2条第6号に定める部局とみなす。

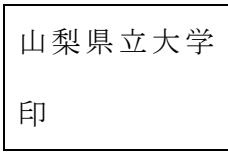
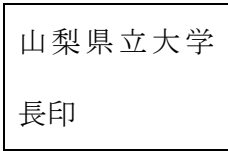
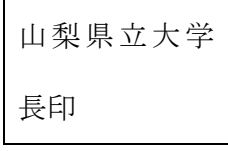

2 戦略センターの法人文書の保存期間の基準については、文書管理規程別表第2のJを次のとおり読み替えて同表を適用するものとする。

大分類		中分類		小分類				保存年限
J	図書	1	図書	1	図書	1	蔵書目録	30
						2	統計	30
						3	図書館運営に係る 基準等	30
						4	相互協力	5
						5	資料の除籍	5
						6	資料の購入	5
						7	資料の寄贈・交換	5
						8	資料の管理	3
						9	資料整理業務	3
						10	閲覧・貸出・その 他業務	3
						11	図書館業務システ ム	3

						12	広報等	3
						13	図書館利用者名簿	1
						14	機関リポジトリ	5
						15	図書館活性化事業	5
						16	職員研修	5
						17	外部団体への研修 事業	5
						18	各種団体等	3
						19	調査・回答・紹介	1
K	大学CO C事業等	1	地域戦略 総合セン ター	1	フューチャーセンター	1	フューチャーセンター	5
				2	会議・委員会	1	会議・委員会	5
				3	地域志向教育研 究	1	地域志向教育研究	5
				4	調査・研究	1	調査・研究	5
				5	補助金	1	大学改革推進等補 助金	5
				6	その他	1	その他	1

(公印関係)

第4条 戦略センター長の公印については、公立大学法人山梨県立大学公印規程別表大学の項を次のとおり読み替えて同表を適用するものとする。

大 学	大学印		45ミリ メートル 平方	総務課長	・卒業証書用
	学長印		29ミリ メートル 平方	総務課長	・卒業証書用
			21ミリ メートル 平方	総務課長	・一般文書用
			21ミリ メートル	池田事務室長	・一般文書用 (壱：池田用)

	長印 (番号)	平方		
学部長印	山梨県立大学 国際政策学部長印	23ミリ メートル 平方	総務課長	・一般文書用
	山梨県立大学 人間福祉学部長印	23ミリ メートル 平方	総務課長	・一般文書用
	山梨県立大学 看護学部長印	23ミリ メートル 平方	池田事務室長	・一般文書用
研究科長印	山梨県立大学 大学院看護学 研究科長印	23ミリ メートル 平方	池田事務室長	・一般文書用
図書館長印	山梨県立大学 図書館長印	23ミリ メートル 平方	総務課長	・一般文書用
地域研究交 流センター 長印	山梨県立大学 地域研究交 流センター長印	23ミリ メートル 平方	総務課長	・一般文書用
地域戦略総 合センター 長印	山梨県立大学 地域戦略総 合センター長印	21ミリ メートル 平方	総務課長	・一般文書用

キャリアサポートセンター長印	山梨県立大学 キャリアサポートセンター 長印	21ミリ メートル 平方	総務課長	・一般文書用
保健センター長印	山梨県立大学 保健センター 長印	21ミリ メートル 平方	総務課長	・一般文書用
看護実践開発研究センター長印	山梨県立大学 看護実践開発 研究センター 長印	21ミリ メートル 平方	池田事務室長	・一般文書用

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、大学 COC 事業等の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月9日から施行する。